

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	資料番号 11	担当課 障がい福祉課	許認可等 の内容 登録特定行為事業者の登録
○社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）					
<p>附 則</p> <p>（特定行為業務の登録）</p> <p>第20条　自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務（以下「特定行為業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2　第19条及び第20条の規定は前項の登録を受けた者について、第48条の3第2項、第48条の4から第48条の8まで及び第48条の10の規定は前項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第19条中「指定試験機関」とあるのは「附則第20条第1項の登録を受けた者（以下「登録特定行為事業者」という。）」と、第20条第1項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第48条の4第3号中「第48条の7」とあるのは「第48条の7（附則第20条第2項において準用する場合を含む。）」と、第48条の5第1項第2号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第3号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第48条の6第1項中「登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）」とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第2項及び第3項並びに第48条の7中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。</p>					
<p>（欠格条項）</p> <p>第48条の4　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(2) この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) 第48条の7の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(4) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（登録基準）</p>					

第48条の5 都道府県知事は、第48条の3第2項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

- (1) 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。
- (2) 咳痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
- (3) 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 登録年月日及び登録番号
- (2) 第48条の3第2項各号に掲げる事項

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）

（法第48条の4第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第14条の2 法第48条の4第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法（第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）の規定とする。

附 則

（準用）

第7条 第14条の2の規定は、法附則第20条第1項の登録について準用する。

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）

附 則

（準用）

第16条 第26条の2及び第26条の3の規定は法附則第20条第1項の登録について準用する。

この場合において、これらの規定中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第26条の2第1項中「法第48条の3第2項」とあるのは「法附則第20条第1項」と、同項第3号中「法第48条の4各号」とあるのは「法附則第20条第2項において準用する法第48条の4各号」と、同項第4号中「法第48条の5第1項各号」とあるのは「法附則第20条第2項において準用する法第48条の5第

1項各号」と、同条第2項中「法第48条の3第2項第4号」とあるのは「法附則第20条第2項において準用する法第48条の3第2項第4号」と、「法第2条第2項」とあるのは「法附則第3条第1項」と、第26条の3第1項中「法第48条の5第1項第1号」とあるのは「法附則第20条第2項において準用する法第48条の5第1項第1号」と、同項第6号中「法第48条の3第1項」とあるのは「法附則第20条第1項」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第2項中「法第48条の5第1項第2号」とあるのは「法附則第20条第2項において準用する法第48条の5第1項第2号」と、同項第1号及び第2号中「第1条各号に掲げる行為」とあるのは「特定行為」と、同号イ中「別表第1第2号」とあるのは「別表第1第2号、別表第2第2号又は別表第3第2号」と、同号ハ及び同項第7号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第3項中「法第48条の5第1項第3号」とあるのは「法附則第20条第2項において準用する法第48条の5第1項第3号」と読み替えるものとする。

(登録基準)

第26条の3 法第48条の5第1項第1号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を受けること。
- (2) 喀痰吸引等を必要とする者（以下「対象者」という。）の状態について、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士と共有することにより、医師又は看護職員及び介護福祉士の間における連携を確保するとともに、当該医師又は看護職員と当該介護福祉士との適切な役割分担を図ること。
- (3) 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること。
- (4) 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- (5) 対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- (6) 前各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務（次項第2号及び第7号において「喀痰吸引等業務」という。）に関する書類を作成すること。

2 法第48条の5第1項第2号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 第1条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が基本研修又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4若しくは別表第5若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第2条第1項第2号の表、別表第4、別表第4の2若しくは別表第5に定める医療的ケア（次号において「医療的ケア」という。）を修了している場合であつて、実地研修を修了している場合にのみその介護福祉士にこれを行わせること。
- (2) 第1条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であつて、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行うこと。

- イ 第1条各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該行為を別表第1第2号の表下欄に定める回数以上実施するものであり、かつ、介護福祉士が修得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師又は看護師（別表第3において「医師等」という。）が当該行為に関し適切にその修得の程度を審査すること。
- ロ イの審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付すること。
- ハ ロの実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存すること。
- ニ 実地研修修了証の交付状況について、定期的に前条第1項の都道府県知事に報告すること。
- (3) 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること。
- (4) 喀痰吸引等の実施のために必要な備品等を備えること。
- (5) 前号の備品等について衛生的な管理に努めることその他の感染症の発生を予防するために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (6) 前項第3号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。
- (7) 喀痰吸引等業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講じること。
- 3 法第48条の5第1項第3号の厚生労働省令で定める場合は、介護福祉士が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所において喀痰吸引等を実施する場合とする。